

新 旧 対 照 表

新	旧
<p data-bbox="647 288 1122 360"><u>作成 平成 1 4 年 1 2 月</u> <u>改訂 令和 6 年 9 月</u></p> <p data-bbox="172 555 1097 691"><u>高知県地域公共交通活性化協議会</u> 運営の手引き</p> <p data-bbox="448 1013 819 1072"><u>令和 6 年 9 月</u></p> <p data-bbox="168 1120 1099 1182"><u>高知県総合企画部交通運輸政策課</u></p>	<p data-bbox="1319 564 1951 702"><u>高知県地域交通協議会</u> 運営の手引き</p> <p data-bbox="1379 1024 1883 1083"><u>平成 1 4 年 1 2 月</u></p> <p data-bbox="1229 1133 2047 1195"><u>高知県企画振興部交通政策課</u></p>

新 旧 対 照 表

目 次	目 次
1. 組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
(1) 協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	1. 組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
(2) 地域ブロック会・・・・・・・・・・・・・・ 1	2. 会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2. 会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	(1) 総会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
(1) 協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	(2) ブロック会・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
(2) 地域ブロック会・・・・・・・・・・・・・・ 1	(3) その他の会議・・・・・・・・・・・・・・ 3
3. 退出意向等の申し出の種類及び時期・・・・ 2	3. 会議の開催時期・・・・・・・・・・・・・・ 4
4. 退出意向等の申し出があった場合の対応・・・・ 2	4. 退出意向等の申し出の種類及び時期・・・・ 5
(1) 引き続き維持すべき路線かどうかの決定・・・・ 2	5. 退出意向等の申し出があった場合の対応・・・・ 6
(2) 代替運行希望事業者による提案・・・・・・・・ 2	(1) 引き続き維持すべき路線かどうかの決定・・・・ 6
(3) 代替運行事業者の決定・・・・・・・・・・・・ 3	(2) 代替運行希望事業者による提案・・・・・・・・ 6
(4) 代替運行希望事業者がない場合の取り扱い・・・・ 3	(3) 代替運行事業者の決定・・・・・・・・・・・・ 6
(5) 協議結果に基づく運行の実施・・・・・・・・ 3	(4) 代替運行希望事業者がない場合の取り扱い・・・・ 7
5. 情報の公開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	(5) 協議結果に基づく運行の実施・・・・・・・・ 7
<添付資料>	6. 情報の公開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
◆地域交通協議会活動のフローチャート	7. 生活路線の指定・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
・全体的な流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5	<添付資料>
・パターン1. 運行事業者から退出の申し出があり、 代替運行希望事業者があった場合・・・・ 6	◆地域交通協議会活動のフローチャート
・パターン2. 運行事業者から退出の申し出はないが、 代替希望事業者があった場合・・・・・・ 7	・全体的な流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
・パターン3. 運行事業者から退出の申し出があり、 代替運行希望事業者がない場合・・・・・・ 8	・パターン1. 運行事業者から退出の申し出があり、 代替運行希望事業者があった場合・・・・ 11
◆関係法令	・パターン2. 運行事業者から退出の申し出はないが、 代替希望事業者があった場合・・・・・・ 12
・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（関係条文抜粋）・・・・ 9	・パターン3. 運行事業者から退出の申し出があり、 代替運行希望事業者がない場合・・・・・・ 13
・道路運送法（関係条文抜粋）・・・・・・・・・・・・ 10	◆一般乗合バス事業の許認可手続きと地域協議会の関係・・・・・・ 14
・道路運送法施行規則（関係条文抜粋）・・・・・・ 11	◆関係法令等
・旅客の利便を阻害しないと認める場合の公示・・・・・・ 12	1. 地域協議会の設置根拠・・・・・・・・・・・・ 15
◆様式一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14	2. 旅客の利便を阻害しないと認める場合の公示・・・・ 17
◆高知県地域公共交通活性化協議会要綱・・・・・・・・ 26	3. 生活路線の運行主体別根拠条項等・・・・・・・・ 18
	◆様式一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
	◆高知県地域交通協議会設置要綱・・・・・・・・・・・・ 36

新 旧 対 照 表

<p>はじめに <u>削除</u></p> <p>地域の日常的な公共交通機関としては、長い間一般乗合バスが主要な役割を担ってまいりました。</p> <p>しかしながら、マイカーの普及や過疎化の進展に伴い、本県における輸送人員は昭和39年度の5,357万人をピークに減少を続け、平成13年度にはピーク時の約17パーセントに当たる917万人にまで落ち込んでいます。</p> <p>このような状況の中、平成11年4月の規制緩和に係る運輸政策審議会自動車交通部会の答申では、これまでの需給調整規制を前提とした事業者単位の内部補助によるバス事業の在り方を抜本的に見直す法改正を行うとともに、これに関連した補助制度の改正及び国と地方の役割分担の明確化の必要性が示されました。</p> <p>また、需給調整規制の廃止、すなわち参入・退出の原則自由化は、主に地方部での路線廃止を引き起こすことが予見されるため、地域生活に必要な移動手段（生活交通）を確保するための協議の場として地域協議会を設置することも併せて求められたところです。</p> <p>これらを受けて、平成13年4月には生活路線維持のための国庫補助制度が、その補助対象を広域的かつ幹線的な路線に限定する形で改正されると同時に、それ以外の路線の維持については地方公共団体がより主体的に取り組んでいくこととなりました。</p> <p>県では平成13年2月13日に地域協議会（高知県地域交通協議会）を設立し、順次県内6つのブロック会も設立することで、平成14年2月の改正道路運送法の施行に万全の体制で臨み、お陰様で大きな混乱も無く県内各地のバス路線を再編することができました。</p> <p>今後におきましても、各地域における生活交通の主要な担い手となるバス事業者はもとより、生活交通の果たす役割を地方公共団体が十分認識したうえで、利用実態に応じた効率的運行の在り方を探っていくことが求められており、この度、地域協議会の運営に当たったの標準的な手引き書を作成しました。</p> <p>平成13年度に国から示されました「地方バスマニュアル」とともに活用されれば幸いです。</p> <p style="text-align: right;">平成14年12月 高知県企画振興部交通政策課長 山中 恵喜</p>

高知県地域公共交通活性化協議会運営の手引き

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）に基づき設置された高知県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の運営に関する事項を下記のとおり定める。

1. 組 織

- (1) 協議会：高知県地域公共交通活性化協議会要綱（以下「要綱」という。）第4条及び第6条の規定に基づく組織。
- (2) 地域ブロック会：要綱第8条第1項の規定に基づく組織。

2. 会 議

協議会において開催する会議は次のとおりとする。

(1) 協議会

① 委員

要綱で定めたとおり。

② 開催時期

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づき作成される高知県地域公共交通計画の協議に合わせた開催を基本とする。

③ 会議の成立要件

要綱第7条第2項のとおり。

(2) 地域ブロック会

① 委 員

各地域ブロック会規約で定めたとおり。

② 開催時期

地域ブロック会は、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱及び高知県バス運行対策費補助金交付要綱のスケジュールに合わせた開催を基本とする。

高知県地域交通協議会運営の手引き

地域協議会の要件に関する告示（平成13年7月17日付け、国土交通省告示第1202号）により設立された高知県地域交通協議会（平成13年2月23日設立、以下「協議会」という。）の運営に関する事項を下記のとおり定める。

1. 組 織

協議会は次の構成とする。

- (1) 総会：協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第3条及び第5条の規定に基づく組織。
- (2) ブロック会：要綱第3条第2項の規定に基づく組織。

2. 会 議

協議会において開催する会議は次のとおりとする。

(1) 総 会

① 委 員

委員は次のとおりとする。

常任委員：要綱第3条の規定に基づく委員

専門委員：生活路線を運行する、又はこれに参入を希望する事業者

特別委員：利用者の代表

なお、専門委員と特別委員は要綱第5条の規定に基づく関係者としての委員である。

② 会議の種類

ア 常任委員会

・要綱第2条第2項にいう計画（生活交通路線及びその運行事業者など＝以下「地域交通計画」という。）を協議・決定する。

・拡大委員会での決定をもって常任委員会の決定とすることができる。

イ 拡大委員会

・常任委員に専門委員、特別委員を加えた委員で構成する。

・地域交通計画の協議に際して、必要に応じて開催する。

新 旧 対 照 表

③ 会議の成立要件

委員の過半数の出席又は書面等による協議への参加。

(地域ブロック会への審議の付託)

各地域の国及び県の補助金を活用する広域的バス路線の迅速な決定のため、協議会の場において協議・調整すべき特段の事情がない限り、要綱第9条第2項の規定に基づき地域ブロック会への審議の付託を行うこととする。(様式3、4を参照)

ウ 代表幹事会

- ・要綱第11条第2項の規定による代表幹事で構成する。
- ・協議会の効率的な運営のため、事務局が招集する。

(2) ブロック会

① 委 員

委員は次のとおりとする。

常任委員：各ブロック会規約で定めた委員

専門委員：生活路線を運行する、又はこれに参入を希望する事業者

特別委員：利用者の代表

② 会議の種類

ア 常任委員会

・各ブロック内の地域交通計画について協議・決定する。

・拡大委員会での決定をもって常任委員会の決定とすることができる。

イ 拡大委員会

・常任委員会に専門委員、特別委員を加えた委員で構成する。

・地域交通計画の協議に際して、必要に応じて開催する。

ウ 幹事会

・各ブロック会規約で定めた幹事で構成する。

・各ブロック内の計画案の作成その他の協議・調整を行う実務者会議となる。

(3) その他の会議

総会、ブロック会とも協議を円滑に進めるため、必要に応じて研究会、作業部会といったワーキンググループを置くことができる。

3. 会議の開催時期 ~~削除~~

会議は、国のバス運行対策費補助金交付要綱（以下「国庫補助要綱」という。）のスケジュールに合わせた開催を基本とする。

(1) 総 会

ア 定例会

原則として、毎年6月に開催する。

・ブロック会決定に基づく地域交通計画を承認する。

新 旧 対 照 表

<p>3. 退出意向等の申し出の種類及び時期 <u>事業者の申し出の種類及びその時期は、次のとおりとする。</u></p> <p>ア 路線退出 乗合バス事業者が運行している生活路線を廃止する旨の申し出。事業者は、原則として毎年9月末日までに、翌年10月1日付けでの退出意向を協議会及び該当地域ブロック会に様式1により申し出なければならない。</p> <p>イ 計画変更 協議会の決定に基づいて実施している運行内容のうち、路線退出以外の事項に係る申し出。 <u>事業者は運行系統、運行回数の変更等について協議会及び該当地域ブロック会に様式2により申し出なければならない。</u> 申し出は随時行うことができる。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(注意事項) 協議会で維持方策を協議する生活路線とは、乗合バス事業者が運行している路線のうち、道路運送法施行規則第15条の4第1号（他社の路線と重複しているもの）及び第3号（高速バスや定期観光バスなど）に該当するもの以外の路線をいい、国庫補助路線、地方補助路線又は現状が黒字等により補助を受けていない路線であるかなどの行政の補助金の支出の有無などを問わない。</p> </div>	<p><u>・県はこの承認を受けて、国庫補助要綱に基づく3カ年計画を策定する。</u></p> <p><u>イ 臨時会</u> <u>生活路線の利用状況の急激な変動等により、地域交通計画を変更しなければならない事由が生じたときに開催する。</u></p> <p><u>(2)ブロック会</u> <u>ア 定例会</u> <u>総会の開催より前に開催し、ブロック内の地域交通計画を策定のうち、総会事務局に報告しなければならない。</u></p> <p><u>イ 臨時会</u> <u>必要に応じて開催することができる。</u></p> <p>4. 退出意向等の申し出の種類及び時期 <u>要綱第6条にいう事業者の申し出の種類及びその時期は、次のとおりとする。</u></p> <p>ア 路線退出 乗合バス事業者が運行している生活路線を廃止する旨の申し出。事業者は、原則として毎年9月末日までに、翌年10月1日付けでの退出意向を協議会（該当ブロック会を含む）に申し出なければならない。</p> <p>イ 計画変更 協議会の決定に基づいて実施している運行内容のうち、路線退出以外の事項に係る申し出。 <u>具体的には新たに赤字系統となる路線に対する補助対象路線の指定申請や、運行系統、運行回数の変更等であり、申し出は随時行うことができる。</u></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(注意事項) 協議会で維持方策を協議する生活路線とは、乗合バス事業者が運行している路線のうち、道路運送法施行規則第15条の4第1号（他社の路線と重複しているもの）及び第3号（高速バスや定期観光バスなど）に該当するもの以外の路線をいい、国庫補助路線、地方補助路線又は現状が黒字等により補助を受けていない路線であるかなどの行政の補助金の支出の有無などを問わない。</p> </div>
--	--

新 旧 対 照 表

< 関係法令 >

道路運送法第15条の2第1項
 道路運送法施行規則第15条の4
 旅客の利便を阻害しないと認める場合の公示
 (平成13年12月26日四運自公第36号)

4. 退出意向等の申し出があった場合の対応

(5～8ページにフローチャート)

(1) 引き続き維持すべき路線かどうかの決定

- ① 事業者から退出意向等の申し出があったときは、該当する地域ブロック会の代表幹事は、地域ブロック会を招集し、運行事業者に利用実態の推移等について説明を求めた後、引き続き維持する必要があるかどうかを決定する。
- ② ①により維持する方針が決定された路線については、「運行確保に係る最低条件等」を作成する。(様式5の別添を参照)
- ③ ②の作成を受けて、代替運行事業者を募る場合には、地域ブロック会の代表幹事はその旨を様式5により、関係者に通知しなければならない。

(2) 代替運行希望事業者による提案

- ① 代替運行を希望するものは、様式6により該当地域ブロック会への参加申請を行わなければならない。ただし、地域ブロック会が口頭による参加申請を認めたときはこの限りではない。

なお、運行事業者からの退出の申し出はないが、生活交通確保維持改善計画により事業者選定されている運行期間の満了後において、当該運行事業者に代わって運行することを希望する事業者があるときは、その1年前までに該当の地域ブロック会にその旨申請しなければならない。

その申請は、様式6を参考とした書面をもって行うこととする。

< 関係法令 >

道路運送法第15条の2第1項
 道路運送法施行規則第15条の4
 旅客の利便を阻害しないと認める場合の公示
 (平成13年12月26日四運自公第36号)

5. 退出意向等の申し出があった場合の対応

(9～12ページにフローチャート)

(1) 引き続き維持すべき路線かどうかの決定

- ① 事業者から退出意向等の申し出があったときは、該当するブロック会の会長は、委員会を招集するか、事務局に幹事会の招集を指示し、運行事業者に利用実態の推移等について説明を求めた後、引き続き維持する必要があるかどうかを決定する。
- ② ①により維持する方針が決定された路線については、「運行確保に係る最低条件等」を作成する。(様式第6の別添を参照)
- ③ ②の作成を受けて、代替運行事業者を募る場合には、ブロック会の会長はその旨を様式6により、関係者に通知しなければならない。

(2) 代替運行希望事業者による提案

- ① 代替運行を希望するものは、様式7により該当ブロック会への参加申請を行わなければならない。ただし、ブロック会が口頭による参加申請を認めたときはこの限りではない。

なお、運行事業者からの退出の申し出はないが、地域交通計画により事業者選定されている運行期間の満了後において、当該運行事業者に代わって運行することを希望する事業者があるときは、その1年前までに該当ブロック会にその旨申請しなければならない。

その申請は、様式7を参考とした書面をもって行うこととする。

新 旧 対 照 表

<p>② ①の申請を受けた<u>地域</u>ブロック会の<u>代表幹事</u>は、必要に応じて運輸支局に資格要件の照会を行ったうえで、<u>様式7</u>により代替運行提案書の提出を求めることとする。</p> <p>③ ②の提案書の提出を受けた<u>地域</u>ブロック会の<u>代表幹事</u>は、地域ブロック会を招集し、提案事業者に提案内容の説明を求める。 この際、<u>地域</u>ブロック会は、当該提案が(1)の②で示された運行確保に係る最低条件を満たしているかどうかの確認を行い、必要最低限度の補正を行わせることができる。</p> <p>④ 代替運行を希望する申請を行った後において、当該申請を取り下げる場合は、その旨の書面（任意様式）を該当の<u>地域</u>ブロック会に提出することとする。</p> <p>(3) 代替運行事業者の決定</p> <p>① <u>地域</u>ブロック会の<u>代表幹事</u>は、その判断により、<u>地域ブロック会</u>を招集し、提案内容の審査・協議等を行う。</p> <p>② ①による審査・協議等を経た後に、地域に最も適した代替運行計画の提案を行った事業者を選定する（代替運行事業者の決定）。</p> <p>(4) 代替運行希望事業者がない場合等の取り扱い</p> <p>① 代替運行希望事業者がないときは、<u>地域</u>ブロック会の<u>代表幹事</u>は、(1)の②による「運行確保に係る最低条件等」を見直し、再度、代替運行希望事業者からの提案を募ることを検討することができる。</p> <p>② ①によっても希望者がいないときは、市町村等が保有する自家用自動車による有償運送の採用等、新たな運行方式を検討することで、利用者利便の確保を図ることとする。</p>	<p>② ①の申請を受けたブロック会の<u>会長</u>は、必要に応じて運輸支局に資格要件の照会を行ったうえで、<u>様式8</u>により代替運行提案書の提出を求めることとする。</p> <p>③ ②の提案書の提出を受けたブロック会の<u>会長</u>は、幹事会を招集し、提案事業者に提案内容の説明を求める。 この際、<u>幹事会</u>は、当該提案が(1)の②で示された運行確保に係る最低条件を満たしているかどうかの確認を行い、必要最低限度の補正を行わせることができる。</p> <p>④ 代替運行を希望する申請を行った後において、当該申請を取り下げる場合は、その旨の書面（任意様式）を該当ブロック会に提出することとする。</p> <p>(3) 代替運行事業者の決定</p> <p>① ブロック会の<u>会長</u>は、その判断により、<u>専門委員及び特別委員を加えた幹事会又は拡大委員会</u>を招集し、提案内容の審査・協議等を行う。</p> <p>② ①による審査・協議等を経た後に、地域に最も適した代替運行計画の提案を行った事業者を選定する（代替運行事業者の決定）。</p> <p>(4) 代替運行希望事業者がない場合等の取り扱い</p> <p>① 代替運行希望事業者がないときは、ブロック会の<u>会長</u>は、(1)の②による「運行確保に係る最低条件等」を見直し、再度、代替運行希望事業者からの提案を募ることを検討することができる。</p> <p>② ①によっても希望者がいないときは、市町村等が保有する自家用自動車による有償運送の採用等、新たな運行方式を検討することで、利用者利便の確保を図ることとする。</p>
--	---

新 旧 対 照 表

<p>この場合、運行計画の詳細の検討～決定については、原則として該当する市町村が独自に行い、決定事項を<u>地域</u>ブロック会に報告することとする。</p> <p>③ 代替運行事業者はあるものの、提案された計画に基づく運行に必要な補助金が、予定する金額を上回るため、直ちに計画を採用できないといった事情がある場合には、①及び②に準じた取り扱いにより、住民生活に配慮することとする。</p> <p>(5) 協議結果に基づく運行の実施 協議の結果、運行することとなった事業者は、速やかに事業計画変更等の認可申請等の手続きを行い、策定された<u>生活交通確保維持改善計画</u>に基づく運行の確実な実施に万全を期すこととする。 また、事業者の認可申請等に際し、当該運行計画に対する協議会の承認書が必要となる場合には、事務局において適切に対応することとする。 承認書の対応については路線を休・廃止する事業者に対しても同様とする。</p> <p>5. 情報の公開</p> <p>(1) 会議の公開 <u>(要綱第7条第4項)</u> <u>協議会及び地域ブロック会ともに会議は原則として公開とする。</u></p> <p>(2) 退出意向等の申し出事項の公開 ア 関係団体を通じた公開 <u>4-(1)-③</u>による通知は、<u>(一社)</u>高知県バス協会に対して行う。 <u>高知県</u>バス協会は会員への周知について協力するものとする。 イ 事務局による公開 <u>協議会</u>事務局及び<u>地域</u>ブロック会事務局は、関係者から照会があったときは、これに応じなければならない。</p>	<p>この場合、運行計画の詳細の検討～決定については、原則として該当する市町村が独自に行い、決定事項をブロック会に報告することとする。</p> <p>③ 代替運行事業者はあるものの、提案された計画に基づく運行に必要な補助金が、予定する金額を上回るため、直ちに計画を採用できないといった事情がある場合には、①及び②に準じた取り扱いにより、住民生活に配慮することとする。</p> <p>(5) 協議結果に基づく運行の実施 協議の結果、運行することとなった事業者は、速やかに事業計画変更等の認可申請等の手続きを行い、策定された<u>地域交通計画</u>に基づく運行の確実な実施に万全を期すこととする。 また、事業者の認可申請等に際し、当該運行計画に対する協議会の承認書が必要となる場合には、事務局において適切に対応することとする。 承認書の対応については路線を休・廃止する事業者に対しても同様とする。</p> <p>6. 情報の公開</p> <p>(1) 会議の公開 <u>(要綱第9条)</u> <u>総会、ブロック会ともに委員会は公開することを原則とする。</u> <u>また、幹事会であっても、事業者選定を行う会議については公開することを原則とする。</u></p> <p>(2) 退出意向等の申し出事項の公開 ア 関係団体を通じた公開 <u>5-(1)-③</u>による通知は、<u>(社)</u>高知県バス協会に対して行う。 バス協会は会員への周知について協力するものとする。 イ 事務局による公開 <u>総会</u>事務局及びブロック会事務局は、関係者から照会があったときは、これに応じなければならない。</p>
---	---

新 旧 対 照 表

7. 生活路線の指定 削除

(1) 生活路線指定調書の作成

一般乗合バス事業者は、自社が運行する一般乗合バス路線について、毎年5月15日までに様式9「生活路線指定調書」を作成し、総会及び該当ブロック会の事務局に提出しなければならない。

(2) 生活路線の指定

各ブロック会は、この調書をもとに提出のあった年度を初年度とする3年間について維持すべき路線を協議、決定する。（広義の生活路線の確認及び狭義の生活路線の指定。）

3カ年計画策定後において、事業者からの申し出等により計画初年度の途中で変更しようとするときは、該当ブロック会において協議のうえ、変更の決定をしなければならない。

地域の補助の在り方の協議など、地域協議会の責任において処理する路線は「狭義の生活路線」であるが、これから外れた路線が無秩序に運行されると、公的補助により運行を維持している路線の安定的な供給に影響することが考えられるので、地域協議会の場において改善を要請するなど、協議・調整することは妨げられない。